

福島市立渡利小学校 いじめ防止基本方針

令和5年11月改定

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、禁止されている行為である。

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）第13条及び「福島市いじめ防止等に関する条例」（以下「条例」という）第11条第1号の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、福島市立渡利小学校「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 学校のいじめ防止対策の基本理念

- 1 いじめが全ての児童の関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- 2 全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めるようにする。
- 3 いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ学校、保護者、市民等及び関係機関等はいじめは現に起きているとの基本認識に立ち、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携し、いじめの問題の克服に取り組む。

(3) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（法第2条、条例第2条第1号）

(4) いじめに対する基本認識

- ① いじめ対応にあたって、これまでの「いじめは、どこでもどの児童においても起こり得る」というレベルから、「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて対応する必要がある。
- ② いじめは人間として決して許されない行為である。
いじめの被害者側にも問題があるなどの考えは一切否定されるべきものであり、「いじめは絶対に許さない」という強い気持ちをもって取り組まなければならない。
- ③ いじめは、暴力行為の有無にかかわらず、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、児童の生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがある。

(5) いじめの認知にあたっての教職員等の心構え

- ① いじめの認知にあたっては、いじめの被害児童の立場に立つこと
- ② いじめの被害児童本人が、被害に遭っていることを否定する場合もあるため、「心身の苦痛を感じているかどうか。」を慎重に見定めること
- ③ いじめを認知するにあたっては、学級担任等の特定の教職員のみでなく、学校全体で組

織的に判断すること

- ④ SNS上における悪口など、いじめの対象となっている児童本人が気付いていない（心身の苦痛を感じるに至っていない）ケースも想定されるので、適切な対応に努めること
- ⑤ いじめの事実を隠蔽するような対応は許されないこと
- ⑥ いじめは、すべての児童が、被害者、加害者いずれの立場にもなり得ること。また、被害者と加害者が短期間で入れ替わることがあるので、注意が必要であること
- ⑦ いじめは、児童が所属する学級や特設活動等といった閉塞性等を伴う環境で発生しやすいこと
- ⑧ ⑦に伴い、学校は「観衆」として囃し立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払うなど、いじめを生まない学校風土づくりが必要なこと

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校において組織的にいじめの防止等に取り組むため「学校いじめ対策組織」を置く。学級担任等が抱え込むことなく組織的に対応できるようにすることに加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家など、外部人材に参加を求め、適切に対応する。

・ 構成員：[校内] 校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭

[校外] HS，SC・SSW（外部機関への協力要請）等

PTA 正副会長，学校評議員（必要に応じ招集）

その他校長が必要と認める者

・ 任 務：[いじめ発生時] いじめ事案の具体的な内容や背景の調査，把握と具体的な対応策の検討，対応

[平常時] いじめの未然防止に向けた協議，研修，実践

(2) 組織の役割

「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う。

- ① 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となり、状況を把握する。
- ② いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う。
- ③ いじめの疑いに係る情報があったときには速やかに緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、アンケートや聞き取り調査等、関係する児童への事実関係の聴取、いじめの認知、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するとともに、速やかに「いじめに関する報告書」を教育委員会に提出する。
また、いじめ重大事態が発生した場合も、「学校いじめ対策組織」が速やかに状況を把握し、重大事態の発生報告書を教育委員会を通じて、7日以内に市長に報告する。
- ④ 不登校重大事態が発生し、教育委員会より学校主体調査の指示があった場合、「学校いじめ対策組織」は、適切な外部人材を加え、重大事態の調査を行い、調査報告書を教育委員会に提出する。
- ⑤ 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善等を行い、見直しを図るなど、PDCAサイクルを実行する。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 基本的な考え方

- ① いじめ対策のために特別なことをするのではなく、日々の授業や行事を改善する中で、いじめが起きにくい学校・学級風土をつくり、いじめに向かわない児童を育むことが求められている。そのためには、教職員が進める「居場所づくり」と、児童が主体的に取り組む「絆づくり」が重要である。
- ② 児童の話をよく聞き、児童がいじめについて訴えやすい教職員と児童、児童同士の信頼関係を構築し、温かな学級経営に努めるなど、児童が安心して学べる環境をつくる。
(居場所づくり)
- ③ 授業や学校行事、特設活動等全教育活動において、児童一人一人の個性・よさが発揮される望ましい集団活動を行い、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」や集団への帰属意識の醸成を図る。(絆づくり)
- ④ 教職員は、日頃から児童の観察を行い些細な変化を見逃さないようにするとともに、教職員間の情報共有を迅速に行い、組織的に対応できるようにする。また、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、言語環境の醸成や指導のあり方に細心の注意を払う必要がある。
- ⑤ 児童が、困ったときや悩みがあるときに、隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気があるかどうかで、児童の学校での安全・安心が大きく左右される。学校は、成長途上にある児童が、甘えたり、弱音を吐いたりして、信頼できる大人（教職員や保護者等）にSOSを表出できる雰囲気と児童のSOSをしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築いていくことが重要である。
- ⑥ 児童等いじめの衝動を発生させる原因としては、下記の点が考えられる。
 - ・ 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする。）
 - ・ 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある。）
 - ・ ねたみや嫉妬感情
 - ・ 遊び感覚やふざけ意識
 - ・ 金銭などを得たいという意識
 - ・ 被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

いじめの加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。さらに、「自分がなぜいじめに走ってしまうのか。」「どうしていじめることではか気持ちが保てないのか。」ということに無自覚である場合も多いことから、丁寧な内面理解に基づく働きかけが必要となる。

児童が自分の感情に気付き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行うことも未然防止教育として重要である。
- ⑦ 下記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・ 発達障がいを含む、障がいのある児童
 - ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツをもつ児童
 - ・ 性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童
 - ・ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
 - ・ 新たな感染症や病気に罹患し、学校に復帰した児童

(2) 取組例

- ① 豊かな人間性・社会性を育む体験活動を推進する。
 - ・ 自然体験、社会体験、地域に学ぶ体験
 - ・ 異年齢集団や地域の方々との交流体験等
- ② いじめ防止につながる発達支持的な生徒指導に努める。
 - ・ 「生命を尊重する心」「思いやりのある心」を重点とした道徳教育の推進
 - ・ ストレスマネジメントなどの心の授業の実施
 - ・ コミュニケーション能力や表現力を育成するソーシャルスキルトレーニング等の実施
 - ・ 多様性を認め、相手を尊重しながら行動する態度の育成
- ③ 個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。
 - ・ 子どもたちが「わかる」「できる」「楽しい」と感じる授業の実施
 - ・ 補充的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の充実
- ④ 規範意識、コミュニケーション能力を身に付ける指導の充実を図る。
 - ・ 授業のルール、コミュニケーションのとり方の指導
 - ・ 規律ある態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくり、集団づくり
 - ・ 児童が自主的にいじめについて考え、議論する等のいじめ防止に関する実践的活動への支援
- ⑤ 「SOSの出し方に関する教育」を推進する。
 - ・ 児童が適切な援助希求行動ができる指導の推進
 - ・ 身近にいる教職員が児童のSOSを受け止め、支援できる体制の整備
 - ・ 児童が友達のSOSに気付くことができる「親和的な集団」の育成
- ⑥ 自己指導能力の獲得を目指した生徒指導を推進する。
 - ・ 児童自身のいじめを生まない自浄作用がはたらく学校・学級づくりの推進

(3) 留意事項

- ① 児童への指導にあたっては、以下の点について具体的事例をとおして指導する。
 - ・ いじめは重大な人権侵害であり被害者、加害者、周囲の児童等に重大な影響を及ぼすものであり「いじめは決して許されない」こと
 - ・ いじめが刑事罰の対象となりうること。そして、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうること
- ② いじめに関する校内研修会を定期的に複数回開催し、教職員の理解を促進する。
 - ・ いじめの積極的認知（いじめは現に起きているという危機感の醸成）
 - ・ いじめ問題に対する共通理解
 - ・ いじめに気付く感性を磨く
 - ・ 一人で抱えることの問題性と組織的対応の重要性
 - ・ いじめ問題への法的対応
 - ・ インターネットやSNS等の使用の仕方を、児童や保護者に啓発する講演会の実施など、情報モラルに関する指導の充実
 - ・ いじめ対応のシミュレーションの実施
 - ・ 児童の内面理解に資する取組
 - ・ 児童が自らいじめを生まない資質を育てる取組
- ③ 家庭、地域との連携を強化する。
 - ・ 「学校基本方針」、年間指導計画の公表（ホームページへの掲載）
 - ・ いじめ問題についての家庭での話し合いを促す取組 等
- ④ 児童や保護者が気軽に相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、HSやSC、SSWを効果的に活用し相談体制を整備する。

- ⑤ 児童へのアンケート調査は、いじめの早期発見だけでなく、予防的効果もあることから少なくとも学期ごとに年3回は実施する。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめの早期発見

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で進行することが多いことを認識し、些細な兆候であってもいじめは現に起きているとの意識をもって早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを積極的に認知し、早期発見に努める。以下のレベルから対応し、いじめを認知した場合、速やかに教育委員会に報告する。

レベル1：学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめを受けたと感じている。(アンケート調査、聞き取り、個別面談、声掛け)

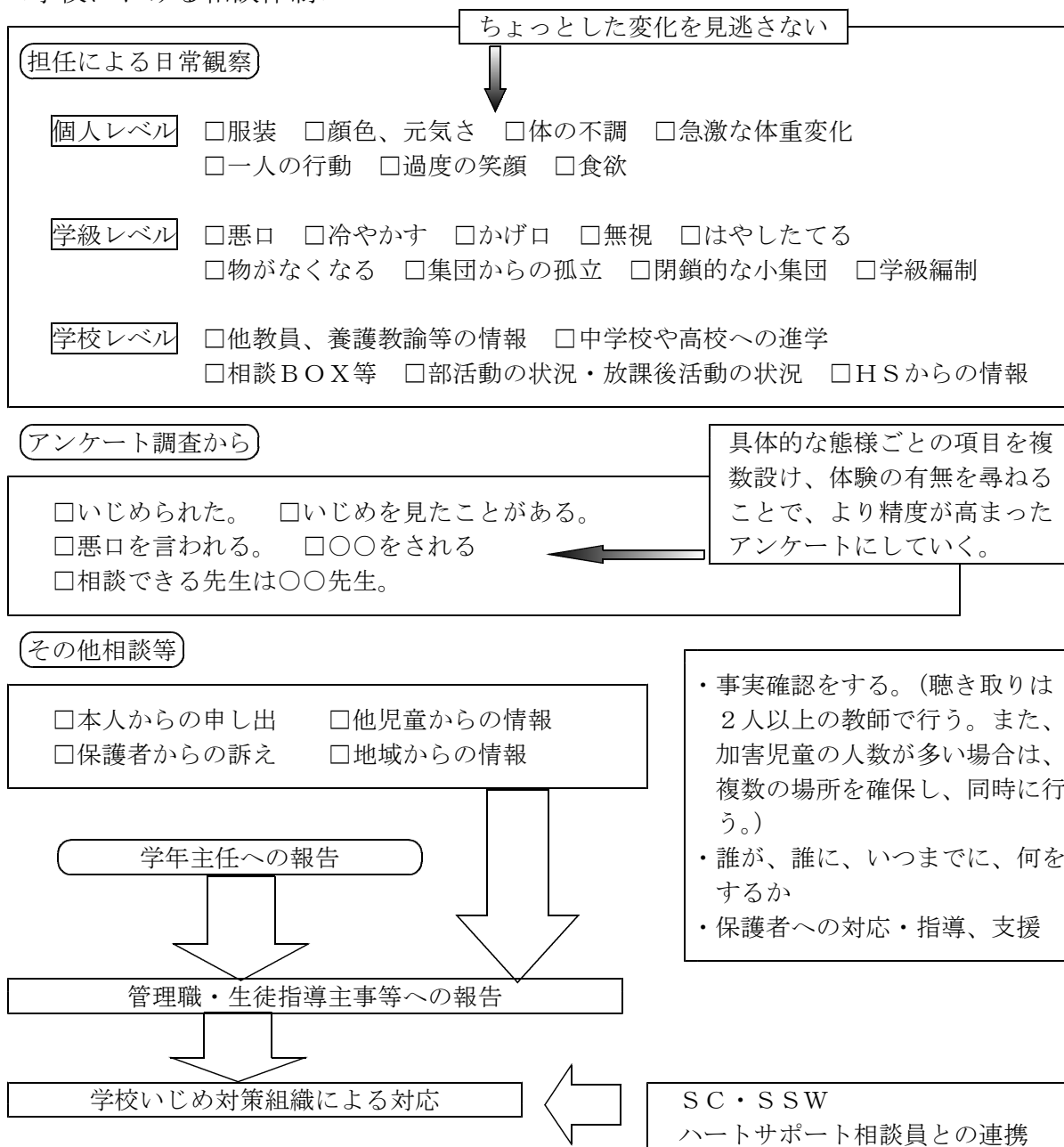
レベル2：元気がない、学習意欲が低下する、身体的不調を訴える(保健室への出入りの増加)、交友関係が変化する(孤立)、頻繁にいたづらをされる、物がなくなる、欠席・遅参・早退等が増える(不登校傾向)、(組織的対応：学校いじめ対応組織による事実関係把握、被害者の心のケア、加害者への指導、家庭、地域との連携)

レベル3：不登校、別室登校、身体的損傷(打撲、傷、衣服の汚れ等)暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害(警察・児童相談所・医療・民間団体等関係機関との連携、出席停止等の措置)

レベル4：自殺未遂、自殺(SC・SSW等専門家の助言に基づいた対応：本人及び家族、児童、教職員 窓口の一本化：マスコミへの対応)
※ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(平成26年7月文部科学省)

- ② 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、このことについて、児童及び保護者に定期的に周知する。
- ③ アンケート実施後は、速やかに内容の確認とダブルチェック(人を替えて、複数人で再確認する。)を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容があれば、時を置かず対応する。
- ④ 教職員等による、こまめな校内の見回りや児童への意図的な声かけを大切にする。
- ⑤ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げ、学校の「気づき」と家庭・地域の「気づき」を重ね合わせることで、いじめの早期発見が可能となるよう努める。

<学校における相談体制>



5 いじめに対する措置

(1) いじめに対する措置

- ① いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害児童の保護を最優先する。
二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠である。その際、以下の点に留意する。
 - 「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
 - いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
 - 大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めないこと
 - 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること
- ② 対応の第二歩としては、「力になりたいので、何でも言ってほしい」と被害者のニーズを確認し、危機と一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保や加害児童や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択できるようにする。
- ③ 対応の第三歩としては、加害児童への指導及び被害児童と加害児童との関係修復を図る。加害児童の保護者にも協力を要請し、加害児童が罪障感を抱き、被害児童との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかけを行う。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害児童の成長支援という視点に立って、加害児童の内面理解に基づいた働きかけをHSやSC、SSWを活用しながら長期的な指導ビジョンをもって行う。
加害児童へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵となる。また、指導の事前及び対応の過程で被害児童及びその保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を忘れない。
- ④ 対応の第四歩としては、いじめがあった学級においては、いじめを見ていた児童には、自分の問題として捉えさせ、はやしたてるなど同調していた児童に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。さらに、当事者を含め周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すことができるよう、学級全体で話し合う場を設け、いじめの再発防止に努める。
- ⑤ 対応にあたっては、「学校いじめ対策組織」が中心となり、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながら推進する。

(2) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上のいじめとは・・・
パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、通信機能をもつゲーム機等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板等に書き込んだりメールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。
- ② 未然防止のために
学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。家庭での指導・管理が不可欠であるため、保護者との連携を密にし、協力し合いながら指導を行う。
- ③ 早期発見・早期対応のために
書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に指導する。

(3) いじめ解消の判断

学校は単に謝罪をもっていじめが解消したと判断せず、少なくとも、以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断する。しかし、これらの要件が満たされていた場合であっても、何をもって「解消」とするかという点について共通理解が必要である。また、再発の可能性が十分あることを踏まえ、日常的な児童の観察、心のケア等を行う。

また、対応にあたっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」「いじめられる側にも原因がある」など、いじめを容認する認識に陥っていないか常に自己点検することが重要である。

① いじめに係る行為が解消している。

いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。）継続していること

② 被害児童が心身の苦痛を感じていない。

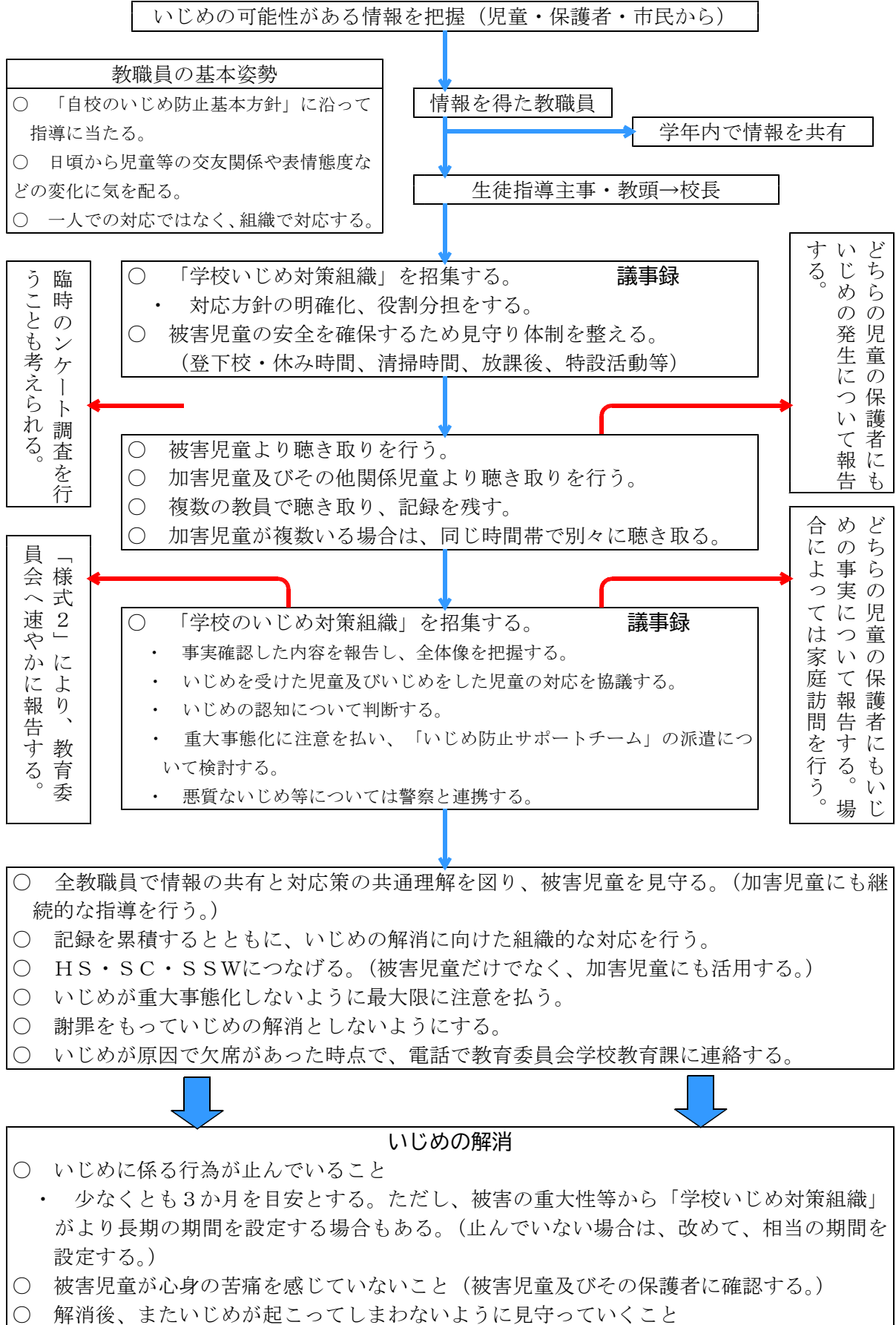
いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われていること

(4) いじめ防止等に関する研修への積極的な参加と校内研修の充実

① 各種通知文等をわかりやすく教職員に伝えたり、いじめ防止等に関する校内研修会を年間計画に複数回位置付け、いじめ対応のシミュレーションを行ったり、平素から適切に対応できる取組を推進し、いじめ事案への対応力を高めるとともに、自校のいじめ防止等の対策を具体化し、全教職員の共通認識のもと実践できるようにしていく。

② 福島市総合教育センター等における研修に積極的に参加する。

(5) 学校のいじめ問題対応フロー図



6 重大事態への対処

- (1) 調査を要する重大事態が発生した場合には、学校は教育委員会を通じて市長（総務課）に7日以内に事態発生について報告し、福島市いじめ防止基本方針の「重大事態への対応フロー図」に基づいて対応する。

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長に報告）
 - A) 児童の「生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - ・具体的な内容については方針のP 10で確認する。
 - B) 児童が「相当の期間学校を欠席をすることを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（年間30日が目安）
 - C) 児童や保護者から、「いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」
 - ・学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても調査にあたる。

- (2) 市教育委員会が、調査主体を学校と判断し学校が調査を行う場合は、市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

① 学校いじめ対策組織を母体とした調査組織を設置する。

- 学校いじめ対策組織に重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加える。（学校評議員、健全育成推進委員、民生委員、PTA代表、警察関係者（OBも含む。）、等が考えられる。）
- 教育委員会のSCやSSWも外部人材として派遣できる。

調査前には、被害児童及びその保護者に「ガイドライン」P 7～P 10が示す6項目の説明が必要

② 学校の調査組織で、事実関係の調査を実施する。

- 調査での学校の基本姿勢、聴取事項、調査方法等について共通理解を図る。
- 原因の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積する。（5W1Hが有効）
- 教育委員会に対して調査の状況について定期的に報告する。
- 被害児童及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供する。

③ 累積した記録をもとに、調査結果を取りまとめる。

- 聴取内容等からいかなる事実を認定できるかを検討し、書面としてまとめる。
- 調査報告書の記載内容については、方針P 18を参考にする。
- 調査の進捗状況を定期的に教育委員会に報告する。
- 報告がある程度まとまったら、教育委員会に仮報告する。

④ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告する。

- 学校は被害児童及びその保護者に調査結果を報告するが、被害児童及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出する。

⑤ 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

- 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、学校は、調査資料を整理しておく。
- 学校は調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じる。

7 いじめ対応年間計画

時期	実施計画	時期	実施計画
4月 5月 6月 7月	<p>「公立学校長会議」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応確認 <p>「公立学校教頭会議」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応確認 <p>・いじめを認知したら、速やかに市教委へ報告（通年）</p>	8月	<p>Q-U分析結果対応策報告 (総教セへ)</p>
	<p>○組織編成</p> <p>○児童の実態把握</p>	9月	<p>「生徒指導協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業明けの対応について
	<p>「生徒指導協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童等の実態確認、共通理解 ・学校いじめ防止基本方針の確認 	10月	<p>「生徒指導協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめが起きたと想定した対応シミュレーション研修会
	<p>・学校だより、学級懇談会、PTA総会等で「学校いじめ防止基本方針」、関係機関との連携について説明</p>	11月	<p>問題行動の調査と指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめアンケート」 ・教育相談の推進
	<p>・校長・教頭による教職員への伝達講習</p>	12月	<p>第2回いじめに関する実態調査報告 (学教課へ)</p>
	<p>問題行動の調査と指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第1回いじめアンケート」 ・教育相談の推進 	1月	<p>学校評議員による学校評価におけるいじめ対応の評価と改善</p>
	<p>Q-U一斉実施（全学年）</p>	2月	
	<p>第1回いじめに関する実態調査報告 (学教課へ)</p>	3月	<p>「生徒指導協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校のいじめ対応の検証 ・今年度のいじめ対応の評価と改善 ・次年度に向けた引き継ぎ事項の確認及び「基本方針」の改定
	<p>「生徒指導協議会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Q-Uに基づく校内研修会 (理解対応策) 		<p>第3回いじめに関する実態調査報告 (学教課へ)</p>

8 学校におけるいじめ対応の評価と改善

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」が、自校の実情に応じた実効性のある内容になっているか、教職員がその内容を十分に理解し、共通実践が図られているかなどについて、絶えず検証し改善を図っていく。
- (2) 学校評価等においては、学校の取組の推進状況について、自己評価、保護者による評価、外部評価、諸調査の数値等を通して、P D C Aサイクルの中で検証し、学校いじめ防止基本方針の見直しと改善を図る。
- (3) いじめの認知件数が年間を通じて0件であった場合は、その事実を児童、保護者に公表する。